

「総合消費料金」の訴訟に関する 架空請求ハガキに注意！！

全国的に50代～70代の女性を中心に架空請求ハガキが届き、被害が発生しています。
ご自身やご家族などに届いた時のために、以下、架空請求ハガキの特徴や対処法を確認しましょう！

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号() 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成 年 月 日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関

取り下げ等のお問合せ窓口 03-
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

混乱させるための実在しない料金名

訴訟を起こされたと誤信させるための
もっともらしい管理番号(例:(わ)251)

不安を煽るための脅し文句

焦らせるための極端に近い最終期日

訴訟を起こされたと誤信させるための
もっともらしい団体名(他に『国民訴訟通達センター』や『訴訟管理事務局センター』
などの架空の団体名の利用例あり)



ハガキ記載の窓口で電話せず、無視してください！

疑問や不安を感じたら、
お近くの消費生活センターにご相談ください！！

さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたま しょうこちゃん

消費生活総合センター JACK大宮6階

ビックカメラ、ソニックシティ、鑑賞公園、大宮そごう、アルシエ、ダイエー丸井

大宮駅

消費生活総合センター
☎048-645-3421(相談窓口)
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 午前9時～午後5時
※受付は午後4時30分まで

浦和消費生活センター コムナーレ9階

高砂仲町駅、浦和東口停車場、市民広場

浦和駅

浦和消費生活センター
☎048-871-0164(相談窓口)
相談受付 月曜～土曜日
相談時間 午前9時～午後5時
※受付は午後4時30分まで

岩槻消費生活センター 岩槻区役所3階

旧国道16号、フワッ公園

岩槻駅

岩槻消費生活センター
☎048-749-6191(相談窓口)
相談受付 月曜～金曜日
相談時間 午前9時～12時 午後1時～5時
※受付は午後4時30分まで

日曜日の電話相談 午前9時～午後4時 ☎048-645-3421

※祝休日、年末年始 除く

[ホームページ](#)

[さいたま市消費生活総合センター](#)

[検索](#)

問合せ：さいたま市消費生活総合センター相談支援係 TEL：048-643-2239 FAX：048-643-2247